

# 建築三会の提言案採択

## 議員立法での成立目指す

自民党設計議連



日事連、日本建築士会  
連合会（三井所清典会  
長）、日本建築家協会  
(JIA・芦原太郎会長)  
の三会が強く要望してい  
た「設計・工事監理業の  
義務化（延床面積300  
平方以上超）▽一括再委  
託による業務契約の締結  
適正化」については、▽書  
面による業務契約の締結  
義務化（延床面積300  
平方以上超）▽一括再委

託提示の義務化▽建築設  
備士の役割の明確化▽建  
築事務所の登録基準の  
強化▽国交大臣や都道府  
県知事による建築士の調  
査権の創設▽など6項目  
に盛り込む考えだ。  
一方で、土法改正に併  
せて国交省が講ずべき措  
置として▽無登録業務の  
禁止徹底（技術的助言）  
▽勤務先など免許証の記  
載事項の追加（省令改正）  
▽定期講習の受講間隔を  
3年から5年に変更（省  
令改正）――など5項目を  
挙げている。

日事連の三栖会長は「三会から  
共同提案を受けた後、勉  
強会で中身を精査したほ  
か、関連団体のヒアリン  
グなどを経て、土法改正  
論に至った。厳しい日程  
ではあるが、今国会で議  
員立法として成立につな  
げたい」とあいさつ。  
日事連の三栖会長は  
「建築設計界にとって、  
今回の提言は設計・監理  
業務の適正化に向けた第  
一步だと確信している。  
制度の改正を契機に、よ  
り質の高い設計・工事監  
理業務の実施につなげた  
い」と力を込めた。

土交通大臣の定める報酬  
規準に準拠）▽管理建築  
士の責務の明確化▽保険  
契約の締結などの責務  
の5項目を「土法改正に  
より措置すべき事項」と  
した。また▽建築士免許  
とで、書面契約が円滑に

26.3.28 建通新聞